

# 巻末資料

## 1 目黒区保健医療福祉計画改定及び目黒区介護保険事業計画改定の経緯

- 平成 22 年 7月 20日 目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の改定について地域福祉審議会に諮問
- 8月 24日 平成 22 年度第 2 回地域福祉審議会
- 9月 14日 平成 22 年度第 1 回地域福祉審議会計画改定小委員会
- 11月 18日～12月 17日 「介護保険事業計画改定の基礎資料のための調査」  
「高齢者の生活に関する調査」実施
- 12月 15日 平成 22 年度第 2 回計画改定小委員会
- 平成 23 年 1月 21日 平成 22 年度第 3 回計画改定小委員会
- 2月 23日 平成 22 年度第 3 回地域福祉審議会
- 3月 29日 平成 22 年度第 4 回計画改定小委員会
- 5月 12日 平成 23 年度第 1 回計画改定小委員会
- 6月 2日 平成 23 年度第 1 回地域福祉審議会
- 7月 8日 平成 23 年度第 2 回地域福祉審議会
- 9月 16日 平成 23 年度第 2 回計画改定小委員会
- 10月 7日 地域福祉審議会主催「地域福祉を考えるつどい」
- 11月 4日 平成 23 年度第 3 回地域福祉審議会
- 11月 21日 平成 23 年度第 4 回地域福祉審議会  
目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）
- 12月 8日 目黒区保健医療福祉計画改定素案、第 5 期目黒区介護保険事業計画素案及び目黒区障害者計画改定素案を政策決定会議了承
- 12月 15日 めぐろ区報、区ホームページ等で各計画改定素案公表
- 12月 15日～平成 24 年 1 月 23 日 各計画改定素案に対するパブリックコメント実施
- 12月 20日・24日 区民説明会（2回）
- 平成 24 年 2月 8日 平成 23 年度第 5 回地域福祉審議会
- 2月 16日 目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（答申）
- 2月 23日 目黒区保健医療福祉計画改定案、第 5 期目黒区介護保険事業計画案及び目黒区障害者計画改定案を政策決定会議了承
- 3月 5日 目黒区保健医療福祉計画及び第 5 期目黒区介護保険事業計画決定

## 2 目黒区地域福祉審議会委員名簿

任期：平成22年7月18日から

◎会長 ○副会長 ☆計画改定小委員会委員

氏名	職名等
<b>学識経験者</b> ○☆石渡 和実 ◎☆大橋 謙策 ☆北本 佳子 ☆小林 良二	東洋英和女学院大学教授 日本社会事業大学大学院特任教授 昭和女子大学准教授 東洋大学教授
<b>区議会議員</b> 赤城 ゆたか 須藤 甚一郎 岩崎 ふみひろ	生活福祉委員会副委員長(平成23年4月30日まで) 生活福祉委員会委員長(平成23年5月20日から) 生活福祉委員会委員長(平成23年4月30日まで) 生活福祉委員会副委員長(平成23年5月20日から)
<b>社会福祉関係者</b> 粟田 彰 伊藤 良一 石田 寿満 徳永 泰行 ☆山田 脩	(社)目黒区社会福祉協議会事務局長(平成23年3月31日まで) (社)目黒区社会福祉協議会事務局長(平成23年4月1日から) (社)愛隣会総合ケアセンター駒場苑施設長 指定居宅介護事業者目黒区連絡会会長 目黒区障害者団体懇話会会長
<b>保健医療関係者</b> 伊藤 圭史 勝俣 正之 寺田 友英	社団法人目黒区医師会会長 社団法人東京都目黒区歯科医師会会長 目黒区薬剤師会学務理事
<b>区内関係団体</b> 北澤 由美子 小堀 正章 齋藤 二三夫 薩日内 小弓 ☆中村 茂子 柳 芳郎	目黒区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター協力会員 目黒区老人クラブ連合会書記 目黒区社会福祉協議会めぐろボランティア・区民活動センター登録会員 ミニデイ・サロン連絡会代表 目黒区民生児童委員協議会中央第2地区民生児童委員協議会会長 目黒区住区住民会議連絡協議会中央地区委員
<b>公募区民</b> 岩下 薫 小山 朝子 柴山 征矢男 武田 孝子 出口 裕子	(平成23年8月5日まで)

### 3 用語解説(50音順)

#### い

##### ◇ インフォーマルな地域資源

ボランティア・NPOの活動、地域住民の支え合いなど、公的（フォーマル）なサービス以外の活用可能な地域活動などを指す。

#### け

##### ◇ 健康めぐろ21

21世紀の目黒区を“健康なまちめぐろ”とするために、区民の健康に関する意識や地域特性等を踏まえ、区民が主役となった健康づくり運動を推進するための行動計画。

##### ◇ 権利擁護

高齢や障害などのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスの獲得を支援し、実現することをいう。

#### こ

##### ◇ コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、将来の人口予測を計算する方法をコーホート法という。コーホート変化率法は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計するときに用いられる。

##### ◇ コミュニティソーシャルワーク

地域で生活上の課題を抱えている人のニーズを把握し、その解決に必要なサービスや支援を明らかにして個別援助をマネジメントするとともに、地域住民や関係機関と連携を図り、地域の福祉力の向上を図る活動。

#### さ

##### ◇ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住安定確保に関する法律に基づき、都道府県知事の登録を受けた、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス・生活相談サービスの提供、前払家賃等の返還ルールおよび保

全措置が講じられた住宅をいう。

#### ◇ 参酌標準

区市町村が、介護保険事業計画においてサービスの見込みを定めるにあたって参酌する標準として国が示す基本指針。

## し

#### ◇ 社会的居場所

社会とのつながりの中で、人びとが自分が受け入れられ、自分であることが尊重されると感じることのできる場所。

#### ◇ 住所地特例

被保険者が他区市町村の介護保険施設等に入所・入居するために、現住所から住所を変更した場合でも、引き続き前住所地の被保険者となる特例措置。

#### ◇ 受動喫煙

室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

#### ◇ 主任介護支援専門員

都道府県が行う主任介護支援専門員研修を修了した介護支援専門員で、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者との連携や、他の介護支援専門員に対する助言・指導などの役割を担う。

#### ◇ 小規模多機能型居宅介護

認知症などの高齢者が、利用者の選択によって、「通い」を中心に、利用者のその時々状態に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせる介護サービス。

#### ◇ 食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの職について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組み。

## す

#### ◇ スーパービジョン

専門職員としての資質の向上および対象者への処遇の向上を目的として、実際の事例に即して適切な援助・指導を行うこと。

## せ

### ◇ 生活習慣病

高血圧症、糖尿病（インスリン非依存性）、脂質異常（家族性を除く）をはじめ、悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患などを総称している。悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患の3疾病で日本人の死亡原因の約6割を占めている。

### ◇ 生活保護率

人口1,000人当たりの被保護人員数（‰＝パーミル）

## そ

### ◇ ソーシャルインクルージョン

貧困やホームレス状態に陥った人びと、障害や困難を有する人びと、制度の谷間にあって社会サービスの行き届かない人びとを排除し孤立させるのではなく、地域社会への参加と参画を支援し、社会の構成員として包み込むこと。

## ち

### ◇ 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

### ◇ 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする、介護保険法に基づき設置された機関。

地域包括支援センターには、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員<sup>\*</sup>の3職種（これに準ずる者を含む。）を配置し、高齢者を対象として①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント、④介護予防ケアマネジメントの4事業を行うものとされている。

目黒区では、これらの事業に加えて、全ての区民を対象とした保健福祉の総合相談支援も行っている。

### ◇ 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系で、区市町村が事業者の指定や監督を行い、サービスの利用は、

原則としてその区市町村の被保険者に限定される。

対象サービスは、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護などがあるが、平成24年度の介護保険制度改正により、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護および複合型サービスが追加された。

## と

### ◇ 特定健康診査

生活習慣の変化などにより、生活習慣病やその予備群が増加しているため、メタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健康診査のこと。

### ◇ 特定保健指導

生活習慣病のリスクのある方が、自らの生活習慣の課題に気づき、改善できるように専門職（保健師、管理栄養士等）が支援する制度。

## に

### ◇ 認知症高齢者グループホーム

介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中でスタッフの支援や機能訓練等のサービスを受けながら5～9人で共同生活する住宅。

### ◇ 認知症サポーター

「認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支える応援者」として、全国で養成が進められているもの。1時間半程度の養成講座を受けてサポーターとなる。何か特別のことはせず、日ごろの生活や仕事の中で温かく見守ることが基本的な役割とされている。

## み

### ◇ ミニデイサービス・ふれあいサロン

高齢者や障害をもつ人が、身近な地域で気軽に一緒に楽しめるように、ボランティアが企画・運営する集まり。

## め

### ◇ メタボリックシンドローム

「内臓脂肪症候群」という。内臓脂肪の蓄積を共通基盤として、高血圧、脂質異常、高血糖などの代謝機能障害を複数合併する症候群のことで、各々が軽度でも動脈硬化になりやすい病態。

## り

### ◇療養病床

病状が安定し長期にわたり療養を必要とする患者を受け入れている医療施設のこと。医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。

## ゆ

### ◇ユニット

認知症高齢者グループホームにおける生活単位。1ユニットの入居定員は5人から9人で、ユニット毎に個人的な空間（居室としての個室）と自発的に利用できるリビング、食堂、台所のような共同空間で構成される。